

# 資料

## 1 庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成18年2月16日告示第15号

改正 平成28年3月31日告示第42号

### (設置)

第1条 この要綱は、高齢者等が健康で生きがいを感じながら安心して生活することができる社会の実現を目指し、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定等に関し、調査及び検討するため、庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定等に関し、調査及び検討を行うものとする。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医療、保健及び福祉関係者

(2) 学識経験者

(3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、第2条に掲げる事務が完了するときまでとする。

3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長及び副委員長は委員の互選により、これを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第4条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、主宰する。

2 会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、生活福祉部高齢者福祉課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 2 庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

氏名	所属・団体名・職名	備考
毛利 昭生	庄原市医師会 会長	委員長
片岡 主一	庄原市歯科医師会 副会長	
谷口 理恵	公益社団法人 広島県看護協会 理事	
吉川 早百合	広島県北部厚生環境事務所・保健所 保健課長	
山内 文雄	庄原市社会福祉協議会 会長	
森江 光明	庄原市民生委員・児童委員協議会 副会長	
戸島 伸	庄原市介護支援専門員連絡協議会 会長	
戸谷 完二	広島県介護老人保健施設協議会 理事	
尾野 素子	広島県老人福祉施設連盟三次ブロック 理事代理	
田中 聰子	県立広島大学 三原キャンパス 保健福祉学部・人間福祉学科 教授	副委員長
藤谷 善久	庄原市自治振興区連合会 会長	
青木 妙子	第1号被保険者代表 (庄原市老人クラブ連合会 副会長)	
荒木 和美	第2号被保険者代表	
三上 秀明	庄原地区代表	
小谷 勝行	西城地区代表	
金丸 和夫	東城地区代表	
山田 耕司	口和地区代表	
種元 富美子	高野地区代表	
渡邊 耕三	比和地区代表	
宗兼 安子	総領地区代表	

### 3 計画策定の経緯

回	開催年月日	検討内容
第1回	平成29年8月28日(月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・委員長・副委員長の選任について</li><li>・第7期計画の策定について</li><li>・策定スケジュールについて</li><li>・高齢者の現状と将来推計について</li></ul>
第2回	平成29年9月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者の暮らしと介護についての調査報告について</li><li>・庄原市における地域包括ケアシステムの構築・充実に向けた提言について</li></ul>
第3回	平成29年10月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・第6期計画の評価・課題について</li><li>・在宅医療と介護サービスの連携に関するアンケート調査結果について</li><li>・高齢者の暮らしと介護についての調査(介護支援専門員)結果について</li><li>・第7期計画の基本理念と・基本目標・施策体系等について</li></ul>
第4回	平成29年11月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・第7期計画の(素案)について</li><li>・第7期介護保険事業計画における介護保険料について</li></ul>
第5回	平成29年12月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・第7期計画の(素案)について</li></ul>
第6回	平成30年1月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>・第7期計画の(素案)について</li></ul>

## 4 用語説明

### 【あ行】

アセスメント	問題解決のための支援活動に先立って行われる総合評価、または初期・事前評価のこと。
IADL (アイ・エー・ディー・エル)	日常生活を送る上で必要な動作のうち、ADLより複雑で高次な動作。家事全般、金銭管理、服薬管理、交通機関の利用、電話の応対などをいう。
インフォーマル	近隣や地域社会、民間、ボランティアなど、介護保険制度等の公的な支援以外の取組。フォーマル(公的)の対義語。
うつ	うつの症状としては、無気力・無感動・不安感・興奮等があり、それに伴い不眠・食欲低下等がある。このような症状を示している状態のこと。
運動器	骨、関節、筋肉、靱帯、神経といった人間のからだの動きに関わる組織・器官のこと。
ADL	食事、更衣、移動、排泄、整容、入浴など生活を営む上で、不可欠な基本的な日常生活動作のこと。

### 【か行】

介護医療院	慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設。
介護給付	要介護認定を受けた被保険者に対する、訪問介護や通所介護などの居宅サービスや、介護老人福祉施設などの施設サービスなどの提供についての保険給付。要支援認定を受けた被保険者に対するサービスの提供についての保険給付は、予防給付という。
介護サービス	高齢者や障害のある人等の移動・食事・排せつ・入浴等の日常生活の援助を実際に提供するもの。
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護者等からの相談に応じて、適切な介護保険サービスを受けられるようサービス事業者等との連絡調整を行い、ケアプラン(介護サービス計画)を作成する専門的な知識・技術を有する人。
介護報酬	事業者が利用者(要介護者または要支援者)に介護サービスを提供した場合、その対価として事業者に支払われるサービス費用をいう。
介護予防ケアマネジメント	要支援1・2と判定された人や介護や支援が必要になるおそれのある人が要介護状態にならないように、介護予防のためのサービス利用計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス実施後に効果を評価すること。
介護予防事業	65歳以上の要支援・要介護状態になるおそれのある人を対象に、介護度を上げないよう、また要介護者になることを予防するために行う事業。

<b>介護予防・日常生活支援総合事業</b>	地域支援事業の一部であり、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業からなる。
<b>介護療養型医療施設</b>	療養病床等を有する病院などの介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護の世話および機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とする施設。
<b>介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)</b>	老人福祉法に規定する老人福祉施設の一つ。65歳以上の者であって、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、在宅介護が困難な人が入所する施設。
<b>介護老人保健施設 (老人保健施設)</b>	要介護認定された者を対象として、施設サービス計画に基づき、可能な限り在宅生活へ復帰することを念頭に、入浴、排せつ、食事等の介護、相談および援助、リハビリや医療等を通して機能訓練、健康管理等を行う都道府県知事の許可を受けた施設。
<b>看護小規模多機能居宅介護</b>	「通い」、「泊まり」、「訪問」3種類のサービスと「訪問看護」サービスを、介護と看護の両面から柔軟に組み合わせて提供するサービス。
<b>居宅サービス</b>	自宅で受ける介護サービスや、自宅から通って利用するサービスで「訪問介護」、「訪問入浴介護」、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「通所介護」、「通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「短期入所療養介護」、「特定施設入居者生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」など。「居宅」には、特定施設指定を受けていない養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームなどの居室が含まれる。
<b>協議体</b>	NPO、ボランティア、民間企業、社協など生活支援・介護予防サービスを担う多様な関係主体が会して定期的に情報共有するとともに連携・協働して介護予防事業にあたるネットワークのこと。
<b>居宅療養管理指導</b>	医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な利用者に対し、家庭を訪問して療養上の管理や指導を行い、療養生活の質の向上を図ることを目的としたサービス。
<b>ケアプラン</b>	ケアマネジメントの過程において、アセスメント(総合評価・事前評価)により利用者のニーズを把握し、必要なサービスの種類や内容を定めた介護サービス計画のこと。
<b>ケアマネジメント(居宅介護支援・介護予防支援)</b>	社会福祉援助技術の一形態。サービス利用者に対し、アセスメント(総合評価・事前評価)に基づき地域のさまざまな社会資源を活用した各種サービス計画を策定し、その実施から継続的な見守り、必要に応じた見直し等適切で効果的なケアを提供する一連の過程をいう。
<b>健康寿命</b>	日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。
<b>権利擁護</b>	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な人に代わって、援助者がその権利やニーズ獲得を行うこと。
<b>互助</b>	インフォーマルな相互扶助。近隣の助け合いやボランティア等。

## 【さ行】

<b>在宅医療</b>	狭義には、緩和医療など医療者が通院困難な患者の自宅もしくは老人施設などを訪問して行う医療のこと。広義には、「病院外」で行うすべての医療を指す。
<b>サービス付き高齢者向け住宅</b>	高齢者住まい法の基準により登録される、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の住宅。
<b>施設・居住系サービス</b>	施設サービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設で提供されるサービスで、その施設の介護支援専門員が要介護者ごとに施設サービス計画を作成し、介護サービスを提供する。居住系サービスは、特定施設入居者生活介護(介護専用型)、認知症対応型共同生活介護などの利用者が、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の世話や機能訓練および療養上の世話を受けるサービス。
<b>シルバーリハビリ体操</b>	茨城県立健康プラザの大田仁史管理者が、人間として最期までその尊厳を保持し、自立した生活を支援することを目的に、リハビリテーション医学・障害学に基づいて考案された体操。特徴として、道具を使わず、どのような状況になっても行え、座る、立つ、歩くなどの日常生活動作を楽にする体操。
<b>住宅改修</b>	手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な住宅改修の費用を支給するサービス。
<b>小規模多機能型居宅介護</b>	「通い」を中心に、要介護者等の容態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供することで在宅での生活を支援する介護の形態。
<b>生活支援コーディネーター (地域支えあい推進員)</b>	生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、生活支援・介護予防サービスの担い手となるボランティアの養成・発掘など、地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う者。
<b>生活支援体制整備事業</b>	地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進していくため、生活支援コーディネーター(地域支えあい推進員)や協議体を設置し、サービスが創出されるよう取組を行う事業。 ①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ ③関係者のネットワーク化 ④めざす地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発 ⑥ニーズとサービスのマッチングを総合的に推進していく。
<b>生活習慣病</b>	從来成人病として扱われていた脳卒中・心臓病・がん・糖尿病に加え、肝疾患・胃潰瘍・骨粗しょう症など、食事・運動・休養・喫煙・飲食等の生活習慣によって発症や進行に影響を受ける疾病。
<b>生活の質(QOL) (Quality of Life)</b>	クオリティ・オブ・ライフ(生活の質)の略で、医療関係から出てきた言葉。衣食住といった生活レベルのことだけでなく、生活上の満足・幸福感など心の豊かさを含めた概念のこと。

成年後見制度	病気や障害のために判断能力が著しく低下したことにより、財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあうおそれがあるなどの人を保護し、支援する制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、本人に代わりその法律行為の同意や代行などを行う。
消費生活センター	地方公共団体が運営する消費者のための相談業務を行う機関。悪質商法による被害や商品事故の苦情などの消費生活に関する相談に応じ、相談内容により問題解決のための助言や各種情報の提供を行う。

## 【た行】

第1号被保険者	介護保険の被保険者であり、保険者の区域内に住所を有する65歳以上の人。要支援・要介護状態となったとき、認定を経て介護保険の給付を受けることができる。
第2号被保険者	介護保険の被保険者であり、保険者の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。特定疾病により要支援・要介護状態となった場合に限り、認定を経て介護保険のサービスの利用ができる。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等に短期間入所して、食事・入浴・排せつ等の介護や機能訓練等を受けるサービス。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、食事・入浴・排せつ等の介護や、医師による医学的な管理のもとで行われる看護、理学療法士(PT)や作業療法士(OT)による機能訓練等を受けるサービス。
団塊の世代	戦後復興期の昭和22年から昭和24年頃に生まれた世代(第一次ベビーブーム)。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
地域支援事業	要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援するための事業。介護予防事業、包括的支援事業および任意事業を実施。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で生涯安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉などの社会資源やマンパワー(人材活力)を広く活用し、支援を必要とする高齢者を地域社会全体で支えるしくみ。
地域包括支援センター	地域住民の健康維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的に担う地域の中核機関。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師または経験のある看護師の3種類のスタッフにより、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護などを行う。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームで、入所している要介護者について、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話をを行う。

地域密着型サービス	高齢者が要介護状態となつても、できる限り住み慣れた地域で生活できるようにする観点から、市町村ごとに提供されるサービスのこと。利用者は庄原市の住民に限定される。
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター等に送迎バス等により日帰りで通い、食事・入浴の提供や機能訓練を受けるサービス。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療機関等に日帰りで通い、食事・入浴の提供や、理学療法士(P T)や作業療法士(O T)による機能訓練を受けるサービス。
地域デイホーム	地域住民が、ひとり暮らし等の高齢者に健康チェックやレクリエーション、交流など在宅生活支援サービスを提供し、高齢者の生きがいや自立の助長、社会的孤立感の解消等を図ることを目的に設置するもの。
特定健診(特定健康診査)	国のメタボリックシンドローム対策の柱として、平成20(2008)年4月から始まった40歳～74歳までを対象とした新しい健康診断。糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としている。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等で食事・入浴・排せつ等の介護や機能訓練を受けるサービス。
特定入所者介護サービス費	平成17(2005)年10月から居住費・食費の保険給付外措置への制度改正において、低所得者への対策として創設された保険給付。低所得者に対し、保険給付の対象外とされた居住費・食費の一部を保険給付として実施するもの。
特定福祉用具購入	ポータブルトイレや入浴補助用具など、排せつや入浴に使う用具の購入費の一部を支給するサービス。

## 【な行】

日常生活圏域	地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し地域の特性に応じて市内を区分したもので、介護・福祉基盤の整備単位となる区域。
任意事業	地域支援事業の中で実施する事業で、地域の実情・特色に応じ、市町村独自の発想や創意工夫した携帯で実施される多様な事業。
認知症	個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障害により持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のものとアルツハイマー病に区別される。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、患者支援の活動を行う人。厚生労働省が、地域・企業・学校などで開催する養成講座を受講した人に対して認定する。
認知症初期集中支援チーム	医療職と介護職など複数の専門職が、家族の要望などにより認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的(概ね6ヶ月)に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	地域密着型サービスの一つで、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るために、共同生活をしながら入浴・食事・排せつ等の介護や機能訓練を受けるサービス。

認知症対応型通所介護	地域密着型サービスの一つで、認知症の要介護者等を対象とするデイサービス。入浴・食事・排せつ等の日常生活上の介護や機能訓練を行う。
認知症地域支援推進員	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療・介護及び生活支援の様々なサービスを連携させ、効果的な支援を行う人。市町村において認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う。

### 【は行】

バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを取り除くこと。段差などの物理的バリアだけでなく、より広い意味で障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、心理的なバリアを取り除いていくことにも用いられる。
パブリックコメント	市政への参加機会を拡大するため、市が施策の立案過程において趣旨、目的、背景等を広く公表し、市民等からの意見を求める制度。
福祉サービス利用援助事業 (かけはし)	認知症や知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、利用料の支払いなどを行う事業。
福祉用具貸与	自立した生活が送れるように、車いす・特殊寝台・歩行器・マットレス等の福祉用具を貸与するサービス。
包括的・継続的ケアマネジメント事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、主治医と介護支援専門員、在宅と施設の連携など利用者ごとにさまざまな職種が連携し、個々の高齢者の状況やその変化に応じて継続的にフォローアップしていく事業。
包括的支援事業	地域支援事業の中で実施する事業で、高齢者が自宅や住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、保健・医療・福祉に関するサービスを総合的に行う事業。地域包括支援センターが、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業などを実践する。
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問して、身体介護や家事など身の回りの生活支援を行うサービス。
訪問看護	訪問看護ステーションや医療機関等から看護師等が家庭を訪問して行う、床ずれの手当などの看護サービス。
訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介助を行うサービス。
訪問リハビリテーション	理学療法士(P.T.)や作業療法士(O.T.)等が家庭へ訪問して、リハビリテーションを行うサービス。

## 【ま行】

看取りケア	近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩を緩和し、死に至るまでの期間、その人なりに充実して納得して生き抜くことができるよう、対象者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護を行うこと。
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

## 【や行】

要介護者	①要介護状態にある65歳以上の人。②要介護状態にある40歳以上65歳未満の人で、その原因である身体上や精神上の障害が特定疾病によって生じた人。
要介護状態	身体上または精神上の障害があるために、入浴・排せつ・食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態であって、要介護状態区分のいずれかに該当するものをいう。
要支援者	①要支援状態にある65歳以上の人。②要支援状態にある40歳以上65歳未満の人で、その原因である身体上や精神上の障害が特定疾病によって生じた人。
養護老人ホーム	環境上の理由および経済的な理由により、自宅での生活が困難な自立した高齢者が、老人福祉法に基づく市町村の措置決定によって入所する施設。

## 【ら行】

リハビリテーション	介護予防、重度化予防の観点で、施設から在宅まで障がいのある人や高齢者が、機能訓練だけでなく生活機能の向上をめざした活動に取り組むこと。
老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	老人福祉法に規定される老人福祉施設の一つで、地域の老人の福祉に関する問題について、要援護高齢者やその養護者、地域住民などからの相談に応じて必要な助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整やその他の援助を総合的に行うこととする施設。原則として、24時間を通じて、併設施設等との連携により、必要な対応を行う。